

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和3年6月4日付けの生活保護法第63条の適用通知書（以下「本件処分通知書」という。）で行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の点について、本件処分が違法又は不当であると主張し、その取消しを求めているものと解される。

- (1) 本件返還額4,824,925円のうち、令和3年1月に遡及申請した一括金は444万円であり、年金事務所の手続ミスで支給が遅れた384,925円は返還対象にはならないのではないか。
- (2) 令和2年8月から10月までの入院費用2,578,700円は高いのではないか。入院費用のうち、1,042,430円について、高額医療控除は受けられないのか。
- (3) 請求人及び請求人代理人は、令和2年8月から10月にかけて、請求人の入院、退院、施設入所時に約200,000円経費を負担しているが、この分の経費は認められないのか。

### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を

適用して棄却すべきである。

## 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 5年 7月 21日	諮問
令和 5年 8月 25日	審議（第81回第2部会）
令和 5年10月20日	審議（第82回第2部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

#### (1) 保護の補足性及び保護の基準

法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費は、上記保護の基準に従って、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

法11条1項は、保護の種類として1号に生活扶助を、4号に医療扶助を掲げ、法52条1項は指定医療機関の診療方針及び診療報酬について国民健康保険の例によるとし、同条2項で1項によることを適当としない時の診療方針及び診療報酬は、厚生労働大臣の定めるところによるとしている。

#### (2) 収入の認定

##### ア 次官通知

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8・3・(2)・ア・(ア)によれば、保護における収入認

定に当たっては、保護の実施機関は、恩給、年金、失業保険金その他の公の給付については、その実際の受給額を収入として認定することとされている。

イ 局長通知

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第8・1・(4)・アによれば、厚生年金保険法、国民年金法等による給付で、1年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとされている。

ウ 医療要領

「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知。以下「医療要領」という。）第5・2・(1)によれば、診療報酬の決定について、都道府県知事は、支払基金における審査の終了した明細書等について検討し、診療報酬額を決定することができるものとされている。

(3) 費用返還義務

ア 法63条の規定

法63条によれば、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている。

そして、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）によれば、法63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものであるから、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであるとされている（問答集問13-5（答）(1)）。

イ 課長通知

「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」  
(平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・  
援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。) 1・(1)によれば、  
法63条に基づく費用返還の取扱いについて、「法第63条に基づ  
く費用返還については、原則、全額を返還対象とすること」とされ、  
「ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自  
立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を  
返還額から控除して差し支えない」とし、上記の「次に定める範囲  
の額」として、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に  
充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上  
容認される程度として保護の実施機関が認めた額」等を挙げている  
(以下、上記自立更生費の控除を「自立更生免除」という。)

また、課長通知1・(2)によれば、遡及して受給した年金収入に係  
る自立更生免除については、上記の取扱いと異なり、定期的に支給  
される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮  
して、厳格に対応することが求められるとされており、被保護者に対  
し、①「資力の発生時点によっては法第63条に基づく費用返還  
の必要が生じること」、②「当該費用返還額は原則として全額とな  
ること」、③「真にやむを得ない理由により控除を認める場合があ  
るが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の  
相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによ  
らないやむを得ない事由がない限り認められないこと」について説  
明しておくこと(同・(ア))とし、「当該世帯から事前に相談のあ  
った、真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護  
の実施機関として慎重に必要性を検討すること。」(同・(イ))と  
されている。

なお、課長通知1・(2)・(ウ)によれば、遡及受給した年金収入に  
係る法63条の規定に基づく費用返還の取扱いにおいて、「資力の  
発生時点は、年金受給権発生日であり、裁定請求日又は年金受給日  
ではないことに留意すること。また、年金受給権発生日が保護開始  
前となる場合、返還額決定の対象を開始時以降の支払月と対応する  
遡及分の年金額に限定するのではなく、既に支給した保護費の額の

範囲内で受給額の全額を対象とすること。」とされている。

- (4) 次官通知、局長通知及び医療要領は、いずれも、地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定に基づく法の処理基準に当たるものである。課長通知は、地方自治法 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

## 2 本件処分の検討

### (1) 法 63 条の規定の適用について

ア 本件において、次の各事実が認められる。

(ア) 処分庁は、請求人に対し、平成 31 年 1 月 28 日から保護を開始した。

(イ) 請求人は、処分庁により保護が開始された平成 31 年 1 月当時から、既に厚生年金を受給する権利を有していた。

(ウ) 請求人は、請求人の厚生年金について、令和 3 年 5 月 14 日に平成 29 年 11 月から令和 3 年 3 月までの分として、4,824,935 円（本件年金）が一括して遡及支給された。

(エ) 処分庁は、請求人が法 63 条の規定で定める「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」に該当するとして、平成 29 年 11 月から令和 3 年 3 月までの本件年金の遡及受給により、4,824,925 円を請求人の資力と認定し、本件処分により、保護開始時である平成 31 年 1 月から令和 3 年 5 月までに、請求人に支給した保護費に相当する額の範囲内で、返還金額を 4,824,925 円に決定した。

イ 上記アの事実を踏まえ、法 4 条 1 項の規定からすれば、保護は、当該年金収入及び他の収入・資産の活用によってもなお最低限度の生活維持に不足する部分についてのみ実施すべきものである。

法 63 条の規定は、被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して保護費が支給された場合に、支給した保護費の返還を求め、もって生活保護制度の趣旨を全うしようとするものであるから（1・(3)・ア）、処分庁が、上記のとおり、令和 3 年 5 月 14 日に請求人に遡及支給された本件年金について、資力と認定し、法 63 条の規定を適用したことは、上記 1 の法令等

の定めに則ったものということができる。

(2) 支給された保護費の額（返還対象額）について

本件処分による返還金額を決定するに当たって、処分庁は、別紙「返還金額算定表」のとおり、返還金額を算出したことが認められる。すなわち、返還対象期間である平成31年1月から令和3年5月までの各返還対象月において、資力の額（本来返還額）が当該各月の支給済保護費を上回る場合は、支給済保護費に相当する額を返還対象額とし、資力の額が支給済保護費を下回る場合は、資力の額に相当する額を当該各月の返還対象額としていることが認められる。本件では、別紙表のとおり、各返還対象月において返還対象となる金額の合計は4,824,925円となることが認められる。

このことからすれば、当該各算出の方法及び金額は、上記1の法令等の定めに照らして適正なものといえる。

(3) 自立更生免除について

課長通知1・(2)・(ア)に記載のとおり、遡及して受給した年金に係る自立更生免除については、定期的に支給される年金との公平性を考慮して、厳格に対応することが求められているところ、担当職員は、請求人に対し、自立更生免除について制度説明を行ったが、請求人からの申告はなく、処分庁は、請求人には自立更生のための用途に供される需要額はないものと判断し、自立更生免除は適用しないとしている。

そうすると、処分の時点では、請求人から処分庁に対し、免除対象の費用の申告はなかったことから、上記処分庁の判断は妥当なものと認められる。

(4) 小括

以上によれば、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張について

(1) 請求人は、第3・(1)のとおり主張するが、本件処分に違法又は不当な点がないことは上記2のとおりであるから、請求人の主張には理由がない。

(2) また、請求人は、第3・(2)のとおり、令和2年8月から10月までの入院費用257,800円が高額なため、入院費用のうち、1,0

42, 430円について、高額医療控除の対象とするよう主張する。

しかし、請求人の入院費を含め、医療費については社会保険診療報酬支払基金での審査手続を経て算定された額に基づくものであること、保護受給者が国民健康保険の適用対象外であって高額療養費の支給対象外であることから、請求人の主張は認められない。

(3) さらに、請求人は第3・(3)のとおり、請求人及び請求人代理人の負担した、請求人の医療費及び施設入所経費の約200,000円を自立更生免除として認めるよう主張する。

しかし、課長通知1・(2)・(7)において、「事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないこと」とあり、請求人の場合、これらの医療費及び施設入所経費は、事前に処分庁に対し申告可能な費用でありながら、事後申告されたものであり、事前申告ができないほどの健康上の理由又は本人の責めによらないやむを得ない事由のいずれも認められないことから、自立更生免除には該当しないとわざるをえない。

請求人は、担当職員から自立更生免除に関する説明を事前に受けており、その際に、請求人から自立更生免除の希望がない旨を担当職員は確認している。

#### 4 その他の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法・不当とすべき点を認めることはできない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤眞理子、山口卓男、山本未来

別紙 (略)